

令和 6 年度

浅瀬石川二期農業水利事業

再評価予備的検討資料作成業務

特 別 仕 様 書

東北農政局津軽土地改良建設事務所

第 1 章 総則

(適用範囲)

第 1－1 条

令和 6 年度浅瀬石川二期農業水利事業再評価予備的検討資料作成業務の施行に当たっては、農林水産省農村振興局制定「設計業務共通仕様書」(以下「共通仕様書」という。)によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

(目的)

第 1－2 条

本業務は、浅瀬石川二期農業水利事業における令和 7 年度事業再評価予備的検討の実施に当たり、社会情勢の変化を把握・分析し、農業情勢調書等に必要な資料の作成を行うものである。

(場所)

第 1－3 条

本業務の対象は浅瀬石川二期農業水利事業の全域であり、青森県黒石市ほか 3 市 3 町 1 村で別紙 1 位置図に示すとおりである。

(事業概要)

第 1－4 条

本業務の対象となる浅瀬石川二期農業水利事業の概要は次のとおりである。

- ・ 主要工事：貯水池（ダム） 1 箇所
頭首工 4 箇所
揚水機場 2 箇所
幹線用水路 11 条（52.1 km）
排水機場 3 箇所
幹線排水路 3 条（18.5 km）
- ・ 事業工期：令和 3 年度～令和 18 年度
- ・ 総事業費：410 億円（令和元年度単価）
- ・ 受益面積：7,839ha（水田 7,671ha, 畑 168ha）（平成 31 年 4 月時点）

(一般事項)

第 1－5 条

業務請負契約書、共通仕様書に示す以外の一般事項は、次のとおりである。

- (1) 作業実施の順序、方法等は監督職員と密接な連絡を取り、作業の円滑な進捗を図るものとする。
- (2) 作業に従事する技術者は、対象業務に十分な知識と経験を有したものとする。
- (3) 受注者は常に業務内容を把握し、業務期間中であっても監督職員が資料の提出を求めたときは、速やかにこれに応じるものとする。

(管理技術者)

第 1－6 条

管理技術者は、共通仕様書第 1-6 条第 3 項によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に係る該当する技術部門・選択科目は、次のとおりである。

資格	技術部門	選択科目
技術士	総合技術監理	農業－農村地域計画、農業－農村地域・資源計画、農業－農業土木、農業－農業農村工学
	農業	農村地域計画、農村地域・資源計画 農業土木、農業農村工学
博士	農学	
シビルコンサルティングマネージャー	農業土木	

（担当技術者）

第 1－7 条

担当技術者は、共通仕様書第 1-8 条によるものとする。

（配置技術者の確認）

第 1－8 条

共通仕様書第 1-11 条における業務組織計画の作成及び共通仕様書第 1-12 条に基づく技術者情報の登録に当たっては、次によるものとする。

- （１）受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする
- （２）農業農村整備事業測量調査設計業務情報サービスへの技術者情報の登録は、業務計画書の業務組織計画において位置付けられた技術者を登録対象とする。

（保険加入）

第 1－9 条

受注者は、共通仕様書第 1-37 条に示されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。また、監督職員からの請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。

第 2 章 作業条件

（適用する図書）

第 2－1 条

設計の基本事項に関しては、次の図書を適用するものとする。他の図書を適用する場合は、監督職員の承諾を得るものとする。

番号	名称	発行所	制定(改定)年月
1	農業農村整備事業計画作成便覧 (農業農村整備事業計画研究会 編)	(株)地球社	平成 15 年 8 月
2	新たな土地改良の効果算定マニュアル	(株)大成出版	平成 27 年 9 月
3	国営土地改良事業等再評価実施要領	農林水産省農村振興局長・生産局長通知	平成 22 年 8 月 (最終改正)

番号	名称	発行所	制定(改定)年月
4	土地改良事業の費用対効果分析に関する基本方針の制定について	農林水産省農村振興局長通知	平成20年3月 (最終改正)
5	土地改良事業の費用対効果分析マニュアルの制定について	農林水産省農村振興局企画部長通知	平成4年4月 (最終改正)
6	土地改良事業の費用対効果分析に必要な諸係数について	農林水産省農村振興局整備部土地改良企画課長通知	令和6年4月 (最終改正)
7	執行参考資料「令和5年度国営土地改良事業等再評価の運営について」	農林水産省農村振興局整備部	令和6年4月 (最終改正)
8	国産農産物安定供給効果について	農林水産省農村振興局整備部長通知	令和5年4月
9	土地改良事業の費用対効果分析における参考資料について	農林水産省農村振興局整備部事務連絡	令和5年9月

(貸与資料)

第2-2条

貸与資料は、次のとおりとする。

貸 与 資 料	数 量	備考
国営かんがい排水事業浅瀬石川二期地区 事業計画書	1 式	
国営かんがい排水事業浅瀬石川二期地区 営農計画書	1 式	
令和2年度 国営かんがい排水事業全体実施設計 浅瀬石川二期地区経済効果更新算定業務 報告書	1 式	

(適用する図書と貸与資料の取扱い)

第2-3条

第2-1条、第2-2条に示す適用する図書と貸与資料の取扱いは次のとおりとする。

- (1) 適用する図書及び貸与資料の記載事項に相互に矛盾がある場合、又は解釈に疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。
- (2) 適用する図書は、設計作業時点の最新版を用い設計作業中に改訂された場合には、監督職員と協議するものとする。
- (3) 貸与資料は、原則として初回打合せ時に一括貸与するものとし、監督職員の請求があった場合のほか完了検査時に一括返納しなければならない。

第3章 作業内容

(作業項目及び数量)

第3-1条

本業務における作業項目及び数量は、次の作業項目表のとおりである。

なお、詳細は別紙2の作業項目内訳表(該当項目)に○印で示すものとする。

作業項目	作業数量	備 考
1. 貸与資料の検討	1 式	
2. 農業情勢等調書の作成	1 式	
3. その他の資料整理	1 式	
4. 環境との調和への配慮の整理	1 式	
5. 予備的検討資料の作成	1 式	
6. 点検取りまとめ	1 式	

（設計作業の留意点）

第 3－2 条

設計作業の実施に際し特に留意する点は次のとおりとする。

- （1）作業の実施に当たり、行政機関等から資料を収集する場合は、事前に監督職員に通知するものとする。
- （2）再評価に必要な資料の作成に当たっては、当該事業の目的並びに造成される施設が必要な機能及び安全で所要の耐久性を有するとともに維持管理、施工管理及び経済性について考慮して行うものとする。
- （3）国営土地改良事業等再評価実施要領に基づく調査に当たっては、事業計画変更の必要の有無を確認するとともに変更の可能性の要因がある場合は、報告書に記述するものとする。
- （4）第 2－2 条に示す貸与資料や受注者が有する資料等を参考にした場合は、その出典を明示するものとする。
- （5）農業情勢等調書の作成に当たっては、事業地区内の営農動向、営農推進組織の活動を把握し、当該事業地区における優良経営体事例についての調査を含むものとする。

（業務の成果品質確保対策）

第 3－3 条

契約後業務着手時並びに最終打合せ時において、受注者間の設計方針、条件等の確認の場として、次の会議を設置するので、管理技術者等の受注者代表は、次の事項並びに「業務の成果品質確保対策」（農水省 WEB サイト）を十分に理解のうえ、対応するものとする。

（1）業務確認会議

業務着手時に、管理技術者・担当技術者並びに所長、次長（技術）、主任監督員（主催）、監督員等が、前提条件等の確認を一堂に会して実施することにより、業務の円滑な成果物の品質確保を図るものとする。

ア）業務確認会議とは、発注者及び受注者が集まり、次の事項について確認を行う会議を開催するものである。

- ①前提条件
- ②業務計画の妥当性
- ③スケジュール
- ④その他

イ) 会議の開催については、監督員が指示するものとする。なお、開催時期の変更、開催回数の追加が必要な場合は、監督員と協議するものとし、既定の打合せ時以外に開催する場合の費用については、必要に応じ設計変更で計上する。

(2) 業務確認会議において確認した事項については、打合せ記録簿に記録し、相互に確認するものとする。

(業務写真における黒板情報の電子化)

第3-4条

黒板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に業務写真における黒板の記載情報の電子的記入を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化を図るものである。受注者は、業務契約後に監督職員の承諾を得たうえで黒板情報の電子化を行うことができる。黒板情報の電子化を行う場合、受注者は、以下の(1)から(4)によりこれを実施するものとする。

(1) 使用する機器・ソフトウェア 受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器・ソフトウェア等(以下、「機器等」という。)は、電子的記入ができるもので、かつ「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC 暗号リスト)」(URL

「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」)に記載する基準を用いた信憑性確認機能(改ざん検知機能)を有するものを使用するものとする。

(2) 機器等の導入

ア 黒板情報の電子化に必要な機器等は、受注者が準備するものとする。

イ 受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器等を選定し、監督職員の承諾を得なければならない。

(3) 黒板情報の電子的記入に関する取扱い

ア 受注者は、(1)の機器等を用いて業務写真を撮影する場合は、被写体と黒板情報を電子画像として同時に記録してもよいこととする。

イ 本業務の業務写真の取扱いは、「電子化写真データの作成要領(案)」によるものとする。

なお、上記アに示す黒板情報の電子的記入については、「電子化写真データの作成要領(案)6 写真編集等」に示す「写真編集」には該当しないものとする。

ウ 黒板情報の電子化を適用する場合は、従来型の黒板を写し込んだ写真を撮影する必要はない。

(4) 写真の納品 受注者は、(3)に示す黒板情報の電子化を行った写真を、業務完了時に発注者へ納品するものとする。なお、受注者は納品時に

URL(https://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index_digital.html)のチェックシステム(信憑性チェックツール)又はチェックシステム(信憑性チェックツール)を搭載した写真管理ソフトウェアを用いて、黒板情報を電子化した写真の信憑性確認を行い、その結果を監督職員へ提出するものとする。

(5) 費用

機器等の導入に要する費用は、従来の黒板に代わるものであり、直接経費に含まれる。

第4章 業務管理

(業務管理)

第4-1条

(1) 情報共有システムの業務について

ア 本業務は、受発注者間の情報を電子的に交換・共有することにより事務の効率化を図る情報共有システムの対象業務である。

イ 情報共有システムは「工事及び業務の情報共有システム活用要領」(農林水産省 Web サイト参照)によるものとする。

ウ 受注者は、発注者から技術上の問題の把握、利用に当たっての評価を行うために聞き取り調査等を求められた場合、これに協力しなければならない。

第5章 打合せ

(打合せ)

第5-1条

共通仕様書第1-10条による打合せについては、主として次の段階で行うものとする。また、初回及び最終回の打合せには管理技術者が出席するものとする。

初 回 作業着手の段階

第2回 中間打合せ(農業情勢等調書の作成段階)

第3回 中間打合せ(予備的検討資料作成段階)

最終回 報告書原稿作成段階

なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は、業務打合せ記録簿を作成し、上記の打合せの都度内容について、監督職員と相互に確認するものとする。

第6章 成果物

(成果物の提出)

第6-1条

成果物を共通仕様書第1-17条に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。

(1) 成果物の電子媒体(CD-R等)正副2部

(2) 成果物の出力 1部(電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可)

(成果物の提出先)

第6-2条

成果物の提出先は、次のとおりとする。

青森県黒石市迫子野木3丁目145番1号

東北農政局津軽土地改良建設事務所

第7章 契約変更

(契約変更)

第7-1条

業務請負契約書第17条から第20条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。

(1) 第3-1条に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合。

(2) 第4-1条に示す「業務管理」に変更が生じた場合。

(3) 第5-1条に示す「打合せ」に変更が生じた場合。

- (4) 第6-1条に示す「成果物の提出」に変更が生じた場合。
- (5) 履行期間の変更が生じた場合。
- (6) 関係機関等対外的協議等により変更が生じた場合。
- (7) その他

第8章 定めなき事項

(定めなき事項)

第8-1条

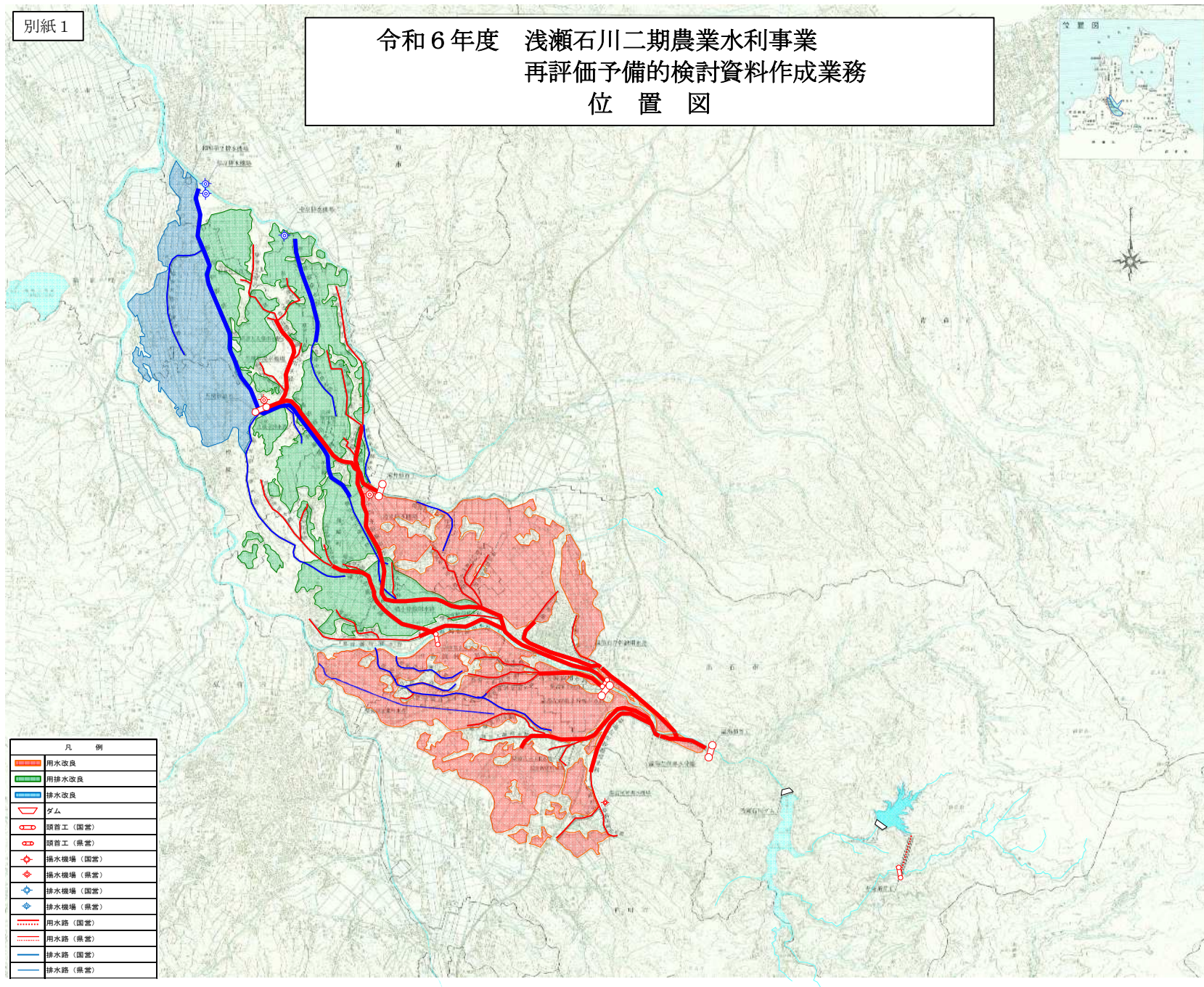
この特別仕様書に定めなき事項又はこの業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

別紙 1

令和 6 年度 浅瀬石川二期農業水利事業
再評価予備的検討資料作成業務
位 置 図



凡 例	
	用水改良
	用排水改良
	排水改良
	ダム
	頭首工（国営）
	頭首工（県営）
	揚水機場（国営）
	揚水機場（県営）
	排水機場（国営）
	排水機場（県営）
	用水路（国営）
	用水路（県営）
	排水路（国営）
	排水路（県営）



作業項目内訳表

作業項目	作業内容	作業 実施欄	備考
1.貸与資料の検討	貸与資料を基に、本地区の再評価予備的検討資料作成の作業計画を樹立する。	○	
2.農業情勢等調書の作成			
2-1.社会経済情勢の変化			
(1) 産業別就業人口の動向	産業別人口の動向について、国勢調査結果により整理する。	○	
(2) 地域経済の動向	農業粗生産額、製造品出荷額、商品販売額の動向について、現計画策定時と現在(最新公表年から遡って5ヶ年平均)を農林水産統計年報、工業統計表、商業統計表により整理する。	○	
(3) 農業の動向	農家、土地、主要作物、主要家畜、動力機具、地域指定の動向について、農林業センサスにより整理する。	○	
(4) 経営耕地面積規模別経営体数及び耕地の分散状況	経営耕地面積規模別経営体数、1戸当たり平均農用地面積及び経営対区分別農業経営体数について、農林業センサスにより整理する。	○	
(5) 認定農業者の推移	認定農業者数(経営体)及び認定農業者数(法人)の推移について、農業経営改善計画の認定状況により整理する。	○	
(6) 法人化の協業経営及び組織形態別集落営農数の推移	法人化の協業経営及び組織形態別集落営農数の推移について、農林業センサス及び集落営農実態調査により整理する。	○	
2-2.費用対効果分析の基礎となる要因の変化			
(1) 営農計画	作付面積、単位面積当たり収量、作付率について、現計画に基づき現況と計画の作物毎に整理するとともに、各種振興計画から今後の作物振興の見直しについて整理する。	○	
(2) 農業振興計画等の見直し状況	県、市町村、農協等の農業振興計画等の見直し状況について整理する。	○	
(3) 農産物の動向	作付面積、農産物価格、労賃単価、単位面積当たり収量について、現計画策定時(5ヶ年平均)と現在(最新公表年から遡って5年分のデータ)を農林水産統計年報、農業物価統計等により整理・対比し、変化の状況及び要因について分析する。	○	
3. その他の資料整理			
(1) 農業振興の必要性	優良農業地域(食料供給基地)、地区の社会経済情勢、農業振興計画等の変化や、上位計画も鑑み、農業振興の必要性を検討する。	○	
(2) 事業評価の妥当性	営農計画、経済効果等に係わる基礎的要因により、事業評価の妥当性について検討する。	○	
(3) 事業継続の必要性	農業振興の必要性及び事業評価の妥当性により、事業継続の必要性について整理する。	○	
4. 環境との調和への配慮の整理	環境との調和への配慮の内容について整理する。	○	
5. 予備的検討資料の作成	再評価検討委員会に必要となる、再評価予備的検討結果(案)及び説明資料(案)(参考資料含む)を作成する。(作成資料の様式及び項目は別添1を参考)	○	
6. 点検取りまとめ	各作業項目の成果品について、点検、取りまとめ及び報告書作成を行う。	○	

国営土地改良事業再評価予備的検討様式

1 事業の概要

地 区 名		局 名		関係市町村名	
事 業 名					
事 業 概 要	・ 国営（機構営の場合は機構営。以下同様）事業地区の概要、事業目的等を記載。 ・ 事業内容等←受益面積、主要工事計画、総事業費、工期とも一期、二期の区別は不要。また、予備的検討時点で確定している事業計画上の数値を記載。 受 益 面 積 ○○ha（水田○○ha、畑○○ha） 主要工事計画 ダム○箇所、頭首工○箇所、用水路○○km←水管理施設は記載しない 国営総事業費 ○○百万円（令和○○年度時点 ○○百万円）←前者は事業計画上、（ ）内は予備的検討時点の総事業費（予備的検討実施年度の実施計画ベース）を記載 工 期 平成○年度～令和○○年度予定←採択年度から施設機能監視期間まで （平成 ○年度～令和○△年度 工事期間）←施設機能監視期間がない場合は不要 （令和○×年度～令和○○年度 施設機能監視期間）←施設機能監視期間がない場合は不要				

2 予備的検討に当たり、社会経済情勢の動向等に鑑み留意すべき事項

変更項目及び要件	項 目	現 計 画	現 状※	増 △ 減	増△減の内訳又は理由	
①受益面積の変更	※ 1	ha	ha	ha		
②事業目的別面積の変更	※ 2	ha	ha	ha		
③主要工事の変更						
④事業費の変更	現 計 画 (百万円)	現 状 (百万円)	増 △ 減 (百万円)	自然増を除く (百万円)	備 考	
				(%)	()は現計画に 対する割合	
⑤上記のほか社会経済情勢の動向等に鑑み特に留意すべき事項	内 容					

- ※ 1 ①受益面積の変更の項目欄には、農業用排水、農地防災事業等の事業名を記載する。②事業目的別面積の変更の項目欄には、用水改良、排水改良、畑地かんがい等の事業目的、田、輪換耕地、普通畑等の造成農地の利用区分を記載する。
- ※ 2 上記の現状欄については、現時点で予定している事項があれば、その予定事項も含めて記載する。
- ※ 3 再評価実施時に計画変更手続が確定していることが明らかな場合については、計画変更手続後の状況を前提として取り扱うものとする。

3 再評価の実施の判断

上記留意事項を踏まえた 再評価の実施の判断	実施の要否	理 由

- ※ 2 の留意事項中、国営土地改良事業計画変更取扱要領（昭和 40 年 12 月 20 日付 40 農地 C 第 389 号、最終改正平成 31 年 4 月 1 日付 30 農振第 3967 号）の第 1 の (1) ～ (5) に掲げるいずれかに該当する場合については、原則として再評価を実施するものとする。
- ※事業種の関係等により、本様式により難しい場合については、本様式に準じて作成しても構わない。